

## Secure Back 3 Lite Edition

### サービスライセンス利用規約

本利用規約は、株式会社アール・アイ（以下「当社」といいます）と当社が発行するライセンス証書に記載されたお客様（以下「お客様」といいます）に提供する Secure Back 3 Lite Edition サービスライセンスの内容および利用条件を定めたものです。

#### 第1条 （定義）

本規約において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 「本ライセンス」とは、当社が本規約に基づき「サービスライセンス」の名称で提供するサービスを利用するための使用権をいい、文脈上（例えば、本ライセンスの提供という場合等）、当社が本ライセンスに基づきお客様に提供する当該サービス自体も意味し、その内容は第4条で定めるものとします。なお本ライセンスは、ライセンス証書に記載された関連ソフトウェアの数量の合計に応じて Secure Back Manager 1 ライセンスおよび関連ソフトウェアに対して適用されます。
- (2) 「本契約」とは、本ライセンスの利用希望者が第2条第1項に基づき書類で行う本ライセンスの利用申込を当社が承諾することにより成立する本ライセンスの利用に関する契約をいい、本規約のほか、申請書、価格表、マニュアル等の諸規定、および当社とお客様との間で個別に取り交わされる特約の内容をもって本契約を構成するものとし、本契約という場合、これらのすべてを含みます。なお、本契約は、Secure Back Manager 1 ライセンスにつき、1つの契約が締結されます。
- (3) 「価格表」とは、お客様が製品購入先から本ライセンスを購入する際に適用されるその時々において有効な本ライセンスの利用料金を記載した書面をいいます。
- (4) 「使用許諾契約」とは、本ライセンスの対象となるソフトウェアに係るお客様が当社との間で締結するソフトウェア使用許諾契約をいいます。
- (5) 「関連ソフトウェア」とは、ライセンス証書に記載された Secure Back Manager および Secure Back Client を総称して、または個別にいいます。
- (6) 「バックアップサーバ」とは、お客様が保有し、Secure Back Manager をインストールしたサーバをいいます。
- (7) 「関連資料」とは、関連ソフトウェアに付属するマニュアル、インストールガイド、その他当社がお客様に対して提供する本ソフトウェアに関連する一切の資料をいいます。
- (8) 「契約成立日」とは、本契約が成立した日であって、当社がお客様に対してライセンス証書を発行した日をいいます。
- (9) 「更新選択期間」とは、お客様が本契約に係る利用料金の支払方法の変更または本契約を更新しない旨の当社への通知をすることができる期間をいいます。なお更新選択期間はライセンス証書に記載されます。
- (10) 「ライセンス証書」とは、当社がお客様に対して発行する本ライセンスに係る保有ライセンス証書をいいます。
- (11) 「製品購入先」とは、お客様が関連ソフトウェアを購入した先を指し、ライセンス証書の製

品購入先欄に記載された者をいいます。

- (1 2) 「当社設備」とは、当社が保有するハードウェアおよびソフトウェアであって、本ライセンスをお客様に提供する目的で当社が運用・管理を行う設備をいいます。
- (1 3) 「申請書」とは、お客様が当社に対し本契約の申込を行うために用いる当社指定の書面をいいます。
- (1 4) 「営業日」とは土日、祝祭日、夏季・冬季休暇など当社が休日と指定する日を除く、当社の営業日をいいます。
- (1 5) 「営業時間」とは、営業日の午前 9 時から午後 6 時の間をいいます。

## 第2条（申込・承諾）

1. お客様は、申請書に本ライセンスを利用する旨を記入して製品購入先に提出する方法により、本ライセンスの利用申込を行います。お客様は、本項に基づく申請書の提出を行った時点で本規約の条項に拘束されることに同意したものとします。またお客様は、本ライセンスが関連ソフトウェア全部を対象とするものであり、それらの一部のみにつき本ライセンスを利用する（例えば、Secure Back Client の複数ライセンスを有する際に、その 1 ライセンスのみを対象とする等）よう申請することはできません。
2. 当社は、前項の申込を審査して承諾した後、お客様に対してライセンス証書を送付します。
3. 当社は第 1 項の申込を承諾するか否かにつき、その裁量で判断できるものとし、次の各号にお客様が該当する場合には本ライセンスの申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 利用希望者が当社に提出した申請書などの記載情報に虚偽、不正確、記入漏れ、誤記等があった場合。
  - (2) 過去に契約違反等で当社が提供するサービス（本ライセンスを含みます）の利用資格を取り消されたことがある場合。
  - (3) お客様および第 9 条に定める利用者につき、第 24 条に定める解除事由のいずれかが発生しているか、当該事由に該当するおそれがある場合。
  - (4) お客様への本ライセンスの提供が、当社の他の顧客の本ライセンスの利用に対する支障または障害となる場合。
  - (5) お客様への本ライセンスの提供につき、当社の業務遂行上の支障または技術上の故障があると判断される場合。
  - (6) 申込の時点において、本ライセンスの提供が停止中である場合。
  - (7) その他当社が契約者として不適切と判断した場合。
4. 前項の規定により当社が本ライセンスの申込を承諾しない場合、当社はお客様に対して第 31 条第 1 項に定める方法にて通知します。

## 第3条（本契約の成立）

お客様は、当社が発行したライセンス証書を受領した時点から本ライセンスの利用ができるものとし、当社がライセンス証書を発行した時点をもって本契約が成立するものとします。

#### 第4条 (本ライセンスおよび本ライセンスの内容)

当社は、お客様が第8条に定める利用料金を支払うことを条件として、次の各号に定めるサービスを提供するものとします。

##### (1) アップデートサービス

関連ソフトウェアへの不具合修正を目的とした改訂版の提供(当社がリリースした場合に限ります)、および本ソフトウェアへの機能追加を目的とした改訂版の提供(当社がリリースした場合に限ります) サービスです。なおこのサービスの詳細は第13条に記載するものとします。

##### (2) ヘルプデスクサービス

関連ソフトウェアを関連資料に記載された所定の条件で利用するための電話・電子メールによる技術的なサポート、問い合わせの受け付けを行うサービスです。なおこのサービスの詳細は第14条に記載するものとします。

#### 第5条 (本契約および使用許諾契約の遵守)

1. 当社は本契約に基づき本ライセンスを提供するものとし、お客様は本契約を完全に遵守し、かつ第9条に定める利用者に対しても本契約を遵守させるものとします。
2. お客様は本ライセンスを利用するにあたり、使用許諾契約に予め同意し、かつ第9条に定める利用者に対しても使用許諾契約を遵守させるものとします。

#### 第6条 (契約期間・更新)

1. 本契約の契約期間は、本契約の契約成立日から1年間とします。
2. 当社は、前項で定める契約期間をライセンス証書に記載するものとします。
3. 本契約は、お客様が更新選択期間中に当社に対し当社所定の申請書をもって更新しない旨を通知しない限り、本契約の契約期間満了時点の契約内容をもって自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

#### 第7条 (お客さまからの本ライセンスの内容の変更)

1. お客様が本契約の契約期間中に Secure Back Client を追加で購入した場合、本ライセンスに係る利用料金も変更になるものとします。
2. 当社は第1項で定める追加の申込を毎月末日に締め切り、当社が Secure Back Client の追加購入に係る申請書を受領した日の属する月の翌月に初めて到来した営業日に変更を反映するものとします。ただし当該受領日が当社の営業日でない場合、当該受領日の翌営業日が受領日となるものとします。
3. お客様は、関連ソフトウェアの使用の停止その他理由の如何を問わず、関連ソフトウェアのライセンスの数量を減らすことはできません。

#### 第8条 (利用料金および支払方法)

1. 本ライセンスに係る利用料金およびその支払方法は、ライセンス証書に記載された製品購入先が定めるとおりとし、本条第2項以下は製品購入先が当社の場合の規定とします。

2. 本ライセンスの年間利用料金（以下「利用料金」といいます）は、当社が定める最新の価格表に基づき定められるものとします。
3. 本ライセンスは、保有ライセンス証書に記載された関連ソフトウェアすべての数量（前条による変更があった場合にはその変更が反映されたもの）に対応する価格でのみ利用できるものとし、当該関連ソフトウェアから一部を差し引いた数量に対応する価格での利用はできないものとします。
4. 前条により本契約が変更になった場合の利用料金は、前条第2項で定める時点より適用されるものとします。
5. 当社は、第24条の定めに従って利用料金を本契約の各更新時に改定する権利を留保します。
6. お客様は、本ライセンスの初回購入時に利用料金および消費税の支払方法として、一括払または月払のいずれかを選択するものとします。ただし支払方法の選択は初回購入時のみ、変更は更新選択期間内でのみ可能とし、本契約の契約期間中はお客様が第7条に従って Secure Back Client の数量を追加する場合も支払方法の変更はできないものとします。
7. お客様が前項に定める支払方法から一括払を選択した場合、当社はお客様から申請のあった利用料金を申請当月の末日で締め切り、速やかに（遅くとも翌月15日までに、15日が営業日でない場合は翌営業日までに）請求書を発行します。お客様は、請求書発行月の末日までに請求書記載の金額を同請求書記載の口座に振り込む方法で支払うものとします。なお第7条に従って Secure Back Client が追加された場合、追加を反映した月から契約期間満了日までの月額利用料金の増加分の合計金額および消費税の支払についても同様とします。また振込に要する費用はお客様が負担するものとします。
8. お客様が第6項に定める支払方法から月払を選択した場合、お客様は当社への銀行振込による方法または当社指定の集金代行業者を介した口座振替のいずれかの方法を選択して支払うものとします。
9. お客様が前項で定める口座振替を選択した場合、当社はお客様が翌月に利用する本ライセンスの数量を毎月月末で締め切り、当社指定の集金代行業者に対して請求依頼手続きを実施します。お客様は、本ライセンスの月額利用料金および消費税につき、当社が指定する集金代行業者を介し、当該集金代行業者の定めに従ってお客様が保有する金融機関の口座から月次振替にて支払うものとします。なお振替に要する費用は当社が負担するものとします。
10. お客様が第8項で定める銀行振込を選択した場合、当社はお客様が翌月に利用する本ライセンスの数量を毎月月末で締め切り、速やかに（遅くとも翌月15日までに、15日が営業日でない場合は翌営業日までに）請求書を発行します。お客様は請求書発行月の末日までに、請求書記載の金額を同請求書記載の口座に振り込む方法で支払うものとします。なお振込に要する費用はお客様が負担するものとします。
11. 前項の月払を選択したお客様が第7条に従って本ライセンス内容を変更したときは、内容変更を反映した月からお客様が支払うべき本ライセンスの月額利用料金および消費税が変更され、当該変更後の月額利用料金および消費税が支払の対象金額となります。
12. 利用料金としてお客様から当社に対して支払われた金銭は、理由の如何にかかわらず返金しないものとします。

- 1 3. 利用料金の支払に対する領収書は、振込票の控えまたは集金代行業者が発行する明細をもってこれに代えるものとし、当社は別途領収書の発行を行わないものとします。
- 1 4. 第 26 条に定める本ライセンスの運用停止であるか否かを問わず、お客様が本ライセンスを利用できない状態が生じた場合であっても、またはお客様が本ライセンスを利用しない場合であっても、本契約に従って支払うべき利用料金はこれに課される消費税相当額と共に発生し、お客様はこれを支払うものとします。

#### 第9条（利用者および利用場所）

1. 本ライセンスはお客様およびお客様が雇用する従業員（お客様と雇用契約を締結している社員、パート、アルバイト、契約社員を含み、以下総称して「利用者」といいます）のみが使用できるものとします。
2. お客様および前項に定める利用者が本ライセンスを利用できる場所は日本国内に限るものとします。

#### 第10条（本ライセンス提供の営業時間）

1. 当社による本ライセンスの提供は、営業時間内でのみ実施されるものとします。
2. お客様が本ライセンスの提供を営業時間外において希望する場合、当社とお客様はその内容および条件等につき協議し、当社は当該サービスの提供の可否および提供方法、営業時間外利用料金および支払方法を決定するものとします。ただし当社は営業時間外に本ライセンスの提供を実施することを了承する義務を負わず、また営業時間外に本ライセンス提供業務を実施するための人員および設備を備える義務を有しないものとします。
3. 前項により当社が営業時間外での本ライセンスの提供を実施した場合、その内容および結果については本契約のすべての条項が適用されるものとします。

#### 第11条（対応開始時間）

1. 当社は、お客様から本ライセンス提供の実施を要請された場合、その一時的な連絡および対応を、お客様からの依頼を受けてから営業時間内の 24 時間以内に開始するものとします。
2. お客様は、前項による連絡および対応が当社による一時的な対応について定めるものであり、これによりお客様に発生した障害または問題のすべてを解決するものではないことを予め承諾するものとします。

#### 第12条（対応言語）

本契約に基づく当社からお客様への対応は、電話、FAX、電子メールその他すべての連絡手段につき日本語により対応するものとし、当社は日本語以外の言語で対応を行う義務を負いません。

#### 第13条（アップデートサービス）

1. お客様は本契約の契約期間中、当社により関連ソフトウェアの新しいバージョンがリリースされ、アップデートサービスが利用可能になった場合、当社からの通知の有無にかかわらず、関

連ソフトウェアのアップデートを利用する権利を有するものとします。

2. 前項のアップデートは、Secure Back Manager のアップデート機能によって提供され、当社はそれ以外の方法で提供する義務を負いません。
3. 当社はアップデートサービスの内容、提供の時期を当社独自の裁量で判断できるものとし、アップデートの際、お客様に対する通知を行うことなく、関連ソフトウェアの仕様変更、機能の追加、削除、修正を実施できるものとします。

#### 第14条（ヘルプデスクサービス）

1. お客様は本契約の契約期間中、関連ソフトウェアの利用を目的として、本条で定めるヘルプデスクサービスの提供を受ける権利を有します。ヘルプデスクサービスは、電話または電子メールを用いた連絡方法でのみ提供され、その内容は関連ソフトウェアの利用に関する技術的な支援に限られます。
2. お客様がヘルプデスクサービスの提供を希望する場合、当社に対して直接電子メールまたは電話にて連絡を行う方法で依頼するものとし、当社の対応方法は、当社の判断により電子メールまたは電話のいずれかの連絡方法によるものとします。
3. 当社はお客様からヘルプデスクサービス提供の要請を受けた時およびヘルプデスクサービスの提供中、当該要請がヘルプデスクサービスの対応可能範囲を超えるものかどうかを当社独自の裁量で判断できるものとし、当該要請が対応可能範囲を超えると判断した場合、ヘルプデスクサービスを提供中か否か、および当該要請が解決済みか否かを問わず、当該要請に対するヘルプデスクサービスの提供を停止または拒否できるものとします。

#### 第15条（使用方法およびお客様の責任）

1. お客様は本ライセンスの提供を受けるにあたり、本ライセンスの対象となる関連ソフトウェアがインストールされたコンピュータに保存されているデータ、設定、各種ソフトウェア等の損失に備え、お客様の責任においてバックアップを行う等必要な措置を予め実施するものとします。
2. お客様は自らの責任において本ライセンスの利用に必要なコンピュータ、インターネット、電気通信サービスその他必要な装置類およびソフトウェア（以下「お客様用設備」といいます）を入手し、使用し得る状態に維持するものとします。

#### 第16条（届出事項の変更）

1. お客様は、各申請書に記入した内容および請求書送付先に関する事項に変更があった場合、速やかに製品購入先に連絡するものとします。なお変更内容は当社が定める申請書に記載して製品購入先に提出する方法により当社に連絡するものとします。
2. お客様が前項の変更手続を怠った場合、当社からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされます。

#### 第17条（委託）

当社は、本ライセンスの提供に係る業務の一部を提携事業者に対して委託することができるものとしま

す。当社が提携事業者に対して本ライセンスの提供に係る業務の一部を委託する場合、当社は、当該委託部分について、提携事業者の選任および監督についての責任を負担します。

#### 第18条（禁止事項）

お客様および第9条に定める利用者は、本ライセンスの利用にあたって次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 本契約またはお客様と当社との間の契約またはその他の合意に反する行為。
- (2) 本契約に基づく当社による義務の履行、当社による本ライセンスまたはその他のサービスの提供、当社設備の管理運営を妨げる行為、または当社の信用を毀損する行為もしくはそのおそれのある行為。
- (3) 他人または架空の名義により、本ライセンスを利用する行為。
- (4) 当社の事前の書面による承諾を得ることなく、本ライセンスの一部または全部を、第三者に対し、再販、貸与、リースその他の方法で処分し、または利用させる行為。
- (5) 当社の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約に基づきお客様に付与される契約上の地位、権利および義務を、第三者に対して譲渡、移転し、または引き受けさせる行為。
- (6) 第三者の知的財産権もしくはその他の権利を侵害する恐れがあるか、または第三者のプライバシーを侵害し、もしくは名誉、信用を毀損する恐れのあるデータを転送もしくは保存する行為。
- (7) コンピュータウィルスまたはその他の有害なコンピュータコード（それらの含まれるファイル等を含みます）含む何らかのデータを転送または保存する行為。
- (8) 犯罪に結びつく行為またはそのおそれのある行為。
- (9) 公序良俗に反する行為。
- (10) 法令に反する行為またはそのおそれのある行為。
- (11) その他、当社が不適切と判断する行為。

#### 第19条（利用の停止）

1. 当社は、お客様または第9条に定める利用者が前条の禁止事項を行っている可能性があるとして判断した場合、お客様に対して本ライセンスの利用停止その他当社が適切と考える措置をとるよう要求できるものとします。またお客様が遅滞なくかかる当社の要求に応じない場合、当社はおお客様の承諾を得ることなく当該措置および本ライセンスの対象となるソフトウェアの利用停止を実施できるものとします。
2. 前項の措置を実施したことによってお客様または第三者に損害等が発生した場合でも、当社は何ら責任を負わないものとします。

#### 第20条（損害賠償）

お客様が第18条の禁止事項を行い、またはその他本契約の各条項に違反したことにより、当社または第三者が損害を被った場合、弁護士費用、第三者からの請求に基づくものも含み、お客様はその賠償の責を負うものとします。

## 第21条（遅延利息）

1. お客様が利用料金その他本契約に基づく債務の支払を怠った場合、お客様は、所定の支払期日の翌日から実際に支払われるまで、年 14.6%の遅延利息を支払うものとしします。
2. 利用料金その他本契約に基づく債務の支払に要する手数料その他の費用は、お客様が負担するものとしします。

## 第22条（お客様による本契約の解除）

1. お客様は、本条または第 24 条に基づいて本契約の契約期間満了前に本契約を解除できます。
2. お客様は、契約期間の満了前に本契約の全部を解除する場合、申請書に必要事項を記入して製品購入先に提出するものとし、当該申請書に記載された解除希望月の末日をもって本契約の全部が解除されたものとしします。
3. お客様は、第 24 条に基づく解除の場合を除き、当社に対して前項の解除の翌日から契約期間満了日までに係る利用料金および消費税相当額の合計金額の半額を当社の指定する方法により支払うものとしします。
4. いかなる場合もお客様は、契約期間中、本契約の一部を解除することはできないものとしします。

## 第23条（解除）

1. お客様につき以下の各号のいずれか一つ以上に該当する事由がある場合、当社はお客様に対し何らの催告または通知を要することなく、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとしします。なお本条の定めは、お客様が法人の場合、その役員および従業員（正社員、アルバイト、派遣社員等の雇用形態を問いません）が以下の各号のいずれか一つ以上に該当する事由がある場合を含み、また製品購入先が当社であるか否かを問いません。本項の定めにより本契約が解除された場合、お客様はその時点で発生しているすべての債務を速やかに履行するものとしします。
  - (1) 第 18 条各号の禁止事項を行った場合。
  - (2) 本契約または使用許諾契約に基づく債務の支払を怠った場合。
  - (3) 本契約または当社とお客様との間に締結されたその他の契約もしくは合意に違反し（ただし、前各号に違反する場合を除きます）、当社からの通知を受領後 10 日以内に当該違反を是正しなかった場合。
  - (4) 本契約締結後に、第 2 条第 3 項各号に掲げるいずれか一つ以上の事由のあることが判明した場合。
  - (5) 反社会的勢力（暴力団、総会屋、その他の反社会的な団体または個人）であることもしくはあったことが判明した場合、または反社会的勢力と、目的の如何を問わず、資本関係、取引関係、人的関係等のあることもしくはあったことが判明した場合。
  - (6) 法令違反もしくは罪を犯し、または刑事事件に関与していることが疑わしいと当社が認めた場合であって、本契約を締結することが当社の信用を害するおそれがあると当社が判断した場合。
  - (7) 当社の他の顧客もしくは製品購入先その他取引先の利益を不当に害したとき、または当社の信用、社会的名声もしくは地位を傷つけ、もしくは当社の業務を妨害した場合。
  - (8) 特定の 6 ヶ月間に当社から本契約または当社とお客様との間に締結されたその他の契約もしくは合意の義務の不履行または違反に関する通知を 3 回受領したとき。ただし当該不履行または違反

が是正されたか否かは問いません。

2. 当社およびお客様は、次の各号に該当する事由のいずれかが発生した場合には、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除できるものとします。
  - (1) 監督官庁より営業の停止その他業務継続不能の処分を受けた場合。
  - (2) 支払停止または支払不能、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算、または特定調停の申立てをし、または申立を受けた場合。
  - (3) 仮差押え、仮処分、保全差押え、強制執行、担保権の実行または公租公課の滞納処分がなされた場合。
  - (4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
  - (5) 前4号のほか、お客様の営業上または財務上の信用状況が悪化し、またはそのおそれがある場合。
  - (6) 廃業または解散した場合。

#### 第24条（本ライセンスの変更・終了）

1. 当社は、本契約および本ライセンスの内容の一部または全部を、お客様からの事前の同意を得ることなく変更または終了できるものとします（以下総称して「本契約の変更または終了」といいます）。本契約の変更または終了が行われた場合、変更後の料金その他一切の提供条件がお客様に対して適用されるものとします。
2. 当社は本契約の変更または終了を行う場合、お客様に対して60日間の事前の予告期間を設けて変更内容を第30条に定める方法により通知するものとし、当該予告期間が経過した時に、その効力が生じるものとします。
3. 前項にかかわらず、当社が決定した本契約の変更および終了の結果、いかなるお客様についても、本ライセンスの利用のための具体的な費用（お客様用設備の改善のための費用を含みます）の増加が生じない場合、その他いかなるお客様についても不利益が生じない場合、当該変更および終了は前項に基づく通知が行われたと同時にその効力が生じるものとします。
4. お客様は、予告期間内に限り第22条第3項に定められた解除費用を負担することなく本契約を解除できるものとします。
5. 本条により本ライセンスが終了となった時点で、当社が本ライセンスの代替となるサービスを提供できる場合、第30条に定める方法によりお客様に通知するものとします。

#### 第25条（電気通信設備の故障）

当社およびお客様は、本ライセンスの正常な運用を妨げる何らかのシステムのトラブルまたは故障を発見したときは、速やかに相手方に通知するものとします。当社はその原因を調査するものとし、当社設備に原因があることが判明した場合、必要な復旧その他の対応を行います。また、お客様が独自に保有する電気通信設備に原因があることが判明した場合、お客様において必要な復旧その他の対応を行い、当社は何らの責任も負担しないものとします。当社およびお客様は、必要な復旧その他の対応を行うに際して相手方から要請された場合には、その状況下で実施可能な協力を誠実に行うものとします。

#### 第26条（本ライセンスの提供停止）

1. 当社は次の各号に該当する場合、当社の判断に基づいて本ライセンスの提供を停止できるものとします。
  - (1) 天災、地変、地震、水害、噴火、津波、火災、停電、戦争、暴動、騒乱その他の不可抗力事由が発生し、または発生するおそれがある場合。
  - (2) 前条に定める当社設備の故障が発生した場合等、当社設備の保守上、維持管理上または工事上やむを得ない事由が生じた場合。
  - (3) 当社設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合。
  - (4) 本ライセンスの提供を困難とする法令による規制、司法機関、行政機関その他規制機関の判決、命令、決定等がなされた場合。
  - (5) その他、当社が必要やむを得ないと判断した場合。
2. 当社は、前項に基づき本ライセンスの提供が停止されたことによって生じたお客様および第三者の損害、損失、費用等については一切責任を負いません。
3. 当社は、本条の定めにより本ライセンスの全部または一部の運営を停止する場合は、予めその旨をお客様に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第27条（免責）

1. 当社は、お客様が独自に保有するハードウェアおよびソフトウェアなど関連ソフトウェア以外に関する問い合わせに対応をする義務はなく、また当社以外の製品購入先がお客様に対して独自に行った対応の結果について何らの責任も負うものではありません。
2. 当社は、本ライセンスまたは本契約に関連して発生した損害、損失、費用等のために当社が負う法律上の責任につき、直接的な通常損害以外の特別損害、間接損害、付随的損害、懲罰的損害等一切の損害、損失、費用については、予見可能な事情に基づくか否かを問わず、何ら責任を負わないものとします。なお以下に列挙された事由（ただし、これらに限られない）は、当社の責めによらない事由であり、当該事由からお客様に何らかの損害、損失、費用等が生じたとしても、当社はそれらについていかなる法律上の義務も責任も負わないものとします。
  - (1) 天災、地変、地震、水害、噴火、津波、火災、停電、戦争、暴動、騒乱その他の不可抗力事由。
  - (2) お客様用設備、電気通信回線その他本ライセンス用設備に属さない設備または運用環境における瑕疵または欠陥。
  - (3) 第三者からコンピュータウィルス対策ソフトを入手し、当社設備を保護していたにもかかわらず生じた、コンピュータウィルス等不正なプログラムの当社設備への侵入および感染。
  - (4) 当社設備への第三者の故意による不正アクセスまたはハッキング。
  - (5) お客様または利用者あるいは第三者による関連情報の不正利用。
  - (6) 第17条に定める提携事業者が本ライセンスを利用可能な状態にするために設置し、かつ維持する電気通信設備その他の設備（入出力装置を含む）およびソフトウェアにおける瑕疵または欠陥。
3. お客様に対する本ライセンスまたは本契約に関する損害賠償等の総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為、その他請求の原因の如何にかかわらず、製品購入先が当社の場合はお客様が直近6ヵ月に当社に支払った本ライセンスの利用料金の合計額を限度とするものとし、製品購入先が当社以外の者である場合は直近の6ヵ月に製品購入先に支払った本ライセンスの利用

料金の合計額（ただし、当該合計額が当社から製品購入先に本ライセンスを販売した際の出荷金額の合計額[として当社が製品購入先から受領済みの金額]の2倍に相当する額よりも高い場合、当該2倍に相当する額とします）を限度とします。当社は、当社の故意または重過失によって生じた損害について本項に定める金額の範囲内での損害賠償を負担する以外、一切の責任を負わないものとします。

4. 本ライセンスを利用して解決を要請した問題が解決までに至る時間は、お客様から要請された問題の内容によって長期間に及ぶことがあります。解決に要する時間がお客様の予想を超えたことによりお客様に発生したあらゆる損害につき、当社は責任を負うものではありません。
5. 当社は、本ライセンスがお客様の要求および目的を完全に満たすことを保証せず、お客様から解決要請のあった問題が完全に解決すること、改善することを保証するものではありません。
6. 当社は、お客様が独自に保有する環境において本ライセンスが利用可能であることを保証しません。
7. 当社は、本ライセンスにつき、本契約に明確に定める責任以外、表明保証責任、補償責任、賠償責任その他いかなる責任も負わないものとします。

#### 第28条（情報の収集）

お客様は、当社がお客様に対する本ライセンスの提供を目的として、関連ソフトウェアがインストールされているコンピュータの情報および当該コンピュータに接続されているコンピュータおよびそのコンピュータネットワークに関する情報の開示をお客様に求め、当社自ら当該情報を収集し、検討、分析する必要があることに同意するものとします。ただし当社は、収集、検討、分析した情報についてお客様の個人情報と関連付けることはせず、当社の情報セキュリティ基本方針に従って管理するものとします。なお、当社の情報セキュリティ基本方針の内容は、下記 URL に記載するものとします。

記

[http://www.ri-ir.co.jp/security\\_policy.html](http://www.ri-ir.co.jp/security_policy.html)

#### 第29条（秘密保持）

1. 当社およびお客様は、相手方より秘密と指定された上で開示された情報（以下「秘密情報」といいます）を秘密として取り扱い、相手方の書面による事前の同意がない限り、第三者に開示または漏えいしてはならないものとします。ただし、かかる秘密情報を受領した当事者（以下「情報受領者」といいます）は、法律、規則、政府ないし裁判所の命令に基づき開示が義務付けられた情報については、当該義務付けられた範囲で開示することができるものとします。この場合、当該開示の必要性が明らかになった後、直ちに（かつ可能な限り当該開示の前に）相手方に対してその旨を通知するものとします。
2. 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については、適用されません。
  - (1) 受領の時点で既に公知であった情報または情報受領者の責によることなく公知となった情報。
  - (2) 受領した時点で情報受領者が既に保有していた情報。
  - (3) 情報受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
  - (4) 情報受領者が秘密情報によらず独自に開発した情報。
3. 当社が本ライセンスに関連する業務の一部を第三者に委託した場合、当社は本契約に基づき当該業

務の遂行上必要な範囲において秘密情報を当該第三者に開示することがあり、お客様はこれに予め異議なく同意するものとします。

4. お客様は、当社が本契約および使用許諾契約に基づく業務の実施過程において、お客様の保有するコンピュータにアクセスすることを依頼された場合に、お客様のコンピュータから意図せず情報を取得することがあることに予め異議なく同意するものとします。その場合、当社は取得した情報を本条で定める秘密情報として取り扱います。

#### 第30条（通知）

1. 当社がお客様に対して本契約および本ライセンスに関連して通知する場合、書面の送付、ライセンス証書記載のアドレス宛の電子メールの送付、当社のWebサイトへの掲載その他当社が適当と判断する方法によるものとします。
2. お客様は当社からの通知が前項に定める方法により行われることを了承し、当該通知を受領するために、適宜通知の有無を確認することに同意するものとします。
3. 当社が第1項に基づき電子メールにより通知を行った場合は当該電子メールがインターネット上に配信された時点をもってお客様に到達したものとし、Webサイトへの掲載により通知を行った場合は当該掲載がインターネット上に配信された時点から5日後をもってお客様に到達したものとみなします。

#### 第31条（特記事項）

本契約の別紙特記事項に記載された条項がある場合、当該別紙特記事項も本契約の一部を構成するものとします。また本契約の各条項と当該別紙特記事項に齟齬がある場合、当該別紙特記事項中に本契約の各条項を変更する旨の明示的な規定がある限り、当該別紙特記事項が優先するものとします。

#### 第32条（協議）

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義を生じた場合は、お客様および当社は誠意をもって協議し、解決するものとします。

#### 第33条（準拠法および合意管轄）

本契約は日本国法を準拠法とし、当社およびお客様は本契約により生じる紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附則

第1条 本規約は、平成20年10月1日から有効とします。